

せいかつ ほ ご
生活保護のしおり



伊丹市マスコット たみまる

いたみしふくしじむしょ
伊丹市福祉事務所

〒664-8503

いたみしせんぞ ちょうめ ばんち
伊丹市千僧1丁目1番地

TEL: 072-782-8605

FAX: 072-784-8135

たんどう
担当ケースワーカー

れいわ 令和7(2025)年度作成
ねんどさくせい

《 も く じ 》

1. はじめに	1
2. せいかつ ほ ご 生活保護とは	1
3. せいかつ ほ ご 生活保護のしくみ	5
4. ねんきん かつよう 年金の活用	9
5. せいかつ ほ ご う 生活保護を受けている人の ひと けんり 権利	10
6. せいかつ ほ ご う 生活保護を受けている人の ひと ぎ む 義務	10
7. せいかつ ほ ご しゅるい 生活保護の種類	12
8. た きゅうふせいど その他給付制度	14
9. ほ ご ひ しきゅう へんかん 保護費の支給・返還	15
10. ふせいじゅきゅう 不正受給 ... かならず よ 必ずお読みください！ 	16
11. いりょうふじょ りよう 医療扶助の利用	19
12. かいご りよう 介護サービスの利用	23
13. ち く たんとういん みんせいいいん じどういいん 地区担当員，民生委員・児童委員	23
14. じりつしえん 自立支援	24
● さんこうしりょう 参考資料 ●	26

1. はじめに

この「しおり」は、生活保護の主旨をよく理解していただけるように、生活保護制度のあらましや、約束事、決まり事等について分かりやすくまとめたものです。

2. 生活保護とは

(1) 生活保護の目的（生活保護法第1条）

■無差別平等の原理（生活保護法第2条）

○誰でも生活に困ったときは、生活保護法の定める要件にしたがって保護を受けることができます。

■健康で文化的な最低生活保障の原理（生活保護法第3条）

○健康で文化的な最低限度の生活の保障（日本国憲法第25条の理念）
○自立した生活をおくるための支援

※日本国憲法第25条

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

生活保護の申請は国民の権利です。

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるもの

ですので、ためらわずにご相談ください。

※ 外国籍の人に対する生活保護の適用について

○生活が困窮している外国籍の人に対しては、生活保護法に定められている国民に対する保護の基準に準じて、必要と認める保護を行うことができます。

○有効な在留カードや特別永住者証明書の提示が必要です。

(2) 生活保護を受けるにあたって

■補足性の原理（生活保護法第4条）

利用できる資産、能力その他あらゆるものの活用が必要です。

① 能力の活用

- 働ける能力のある人は、能力に応じて働くこと
- 仕事に就いていない人は、働くための最善の努力をすること
（就職活動や健康管理、自立支援の積極的な活用等）

② 資産の活用

活用できる財産や資産は、まず生活の維持のために活用が必要です。

例：手持ちの現金や預貯金の消費

生命保険・学資保険・損害保険等の各種保険の解約・
有価証券等・自動車・土地・建物・貴金属等の売却によ
り生じた金銭
（保有の理由等により例外があります。ご相談ください。）

③ 他法他施策の活用

他の法律や制度で受けられる支援は可能な限り利用が必要です。

例：老齢年金・障害年金・年金生活者支援給付金

児童扶養手当・児童手当・傷病手当金・失業手当金
自立支援医療制度・福祉医療助成制度・難病指定医療等



伊丹市マスコット たみまる

④ 扶養義務者の扶養

民法に定められている扶養義務者（直系血族、兄弟姉妹、その他3親等以内の親族）の扶養は生活保護より優先されます。

○扶養義務者からの援助を受けることができる場合は援助を受けてください。

○福祉事務所から扶養義務者に対して実地による訪問又は文書の送付を行い、金銭的援助や精神的な援助の可否を確認します。

※扶養照会は機械的にすべての扶養義務者に照会するものではなく、「扶養の義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には基本的に直接の照会は行わない取り扱いとなります。

（例：生活保護を受けている人、配偶者等の暴力から避難している人、

10年以上音信不通の人、概ね70歳以上の高齢者や未成年者）

※親族に相談してからでないと申請できないということではありません。

■申請保護の原則（生活保護法第7条）

○生活保護は本人の申請により開始します。

（扶養義務者又は同居の親族の申請も可能）

○要保護者が急迫した状態にあるときは、申請がなくても必要な保護が行われる場合もあります。

■基準及び程度の原則（生活保護法第8条）

○生活費は年齢、世帯構成、居住地などに基づいて、厚生労働大臣の定める保護基準により、世帯ごとに決められます。

資産・能力を最大限活用しても足りない場合に生活保護が適用され、国の定めた基準に基づき不足分の金銭や物品を支給します。

■必要即応の原則（生活保護法第9条）

○生活保護は年齢や性別、健康状態等、個人又は世帯の状態に合わせて必要な支援を有効かつ適切に行います。

■世帯単位せたいたんいの原則げんそく（生活保護法第10条せいかつほごほうだいじょう）

○一緒に生活いっしょされている「世帯せたい」を単位たんいとして適用てきよう

「世帯せたい」全体で生活保護ぜんたいの必要性せいかつほごを決定けつていするため、
原則げんそく、世帯員せたいいんのうち一人だけの生活保護ひとりの受給せいかつほごなどにはできません。
（じゅきゅう）

（3）保護利用ほごりようの流れなが

①相談そうだん・・・制度説明せいどせつめいや生活せいかつのアドバイス等とうを行います。おこな

伊丹市いたみしにお住まいすの人は、伊丹市福祉事務所ひとの窓口いたみしふくしじむしょにお越しまどぐちください。こ

②申請しんせい・・・申請書しんせいしょ・必要書類ひつようしるいを提出ていしゅつします。

申請用紙しんせいようしと給与明細きゅうよめいさい・預金通帳等よきんつうちょうとうの資産しさん・収入しゅうにゅうがわかる資料しりようを提出ていしゅつして
いただきます。詳しくは相談くわの際そうだんにお話しさいします。はな

③調査ちようさ・・・生活状況せいかつじょうきよう・資産等しさんとうを調査ちようさします。

④決定けつてい・・・生活保護せいかつほごの適用可否てきようかひを通知つうちします。

⑤開始後かいしご・・・地区担当員ちくたんとういんが訪問ほうもん・支援しえんを行います。おこな

（4）暴力団員ぼうりょくだんいんに対する生活保護たいの適用せいかつほごについて

次の理由つぎりゆうにより保護ほごの要件ようけんを満たさなため、生活保護みは適用せいかつほごできません。てきよう

○本来ほんらいの稼働能力かどうのうりょくの不活用ふかつよう

○収入しゅうにゅう・資産しさんの隠匿いんとくが図られ、把握はあくが困難こんなん

※暴力団員ぼうりょくだんいんであることが疑うたがわれる場合には、必要ばあいに応じひつようて警察おうに情報けいさつ
提供依頼じょうほうをする場合ていきよういらいがあります。ばあい



伊丹市マスコットヒコまる

例④ 最低生活費を超える収入があるとき

最低生活費				
生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	介護扶助費	医療扶助費等
収入				

生活保護は受けることができません。

(2) 収入・資産の取扱いについて

保護申請時には、全ての収入・資産を福祉事務所に正しく申告してください。
収入や資産に変化があれば、速やかに福祉事務所に届出が必要です。
世帯主だけでなく、世帯全員分（未成年者含む）の収入・資産が対象です。

- ・原則として、世帯に入った給与や仕送り（現物によるものを含む）、年金、借金、給付金など全ての金銭を、その世帯の収入として認定します。

① 働きによる収入の例

- ・ 毎月の給与等の定期的な収入
- ・ 賞与等の臨時的な収入
- ・ 世帯員のアルバイト収入
- ・ 自営業等による事業収入

■ 控除について

働いている人が収入を速やかに申告した場合は、必要経費や次のような各種控除が適用され、働いていない場合よりも世帯全体の生活費が増えることになります。

必要経費	交通費、社会保険料等
基礎控除	収入額に応じて定められた控除額（26ページ参照）
20歳未満控除	高校生等が働いた場合に適用（月額11,600円）
新規就労控除	新たに就労を開始した場合に適用（支給要件有）



伊丹市マスコット たみまる

こうとうがっこうとうざいがくちゅう しゅうにゅう とりあつか
■高等学校等在学中のアルバイト収入の取扱いについて
 き そこうじょおよ さいみまんこうじょ くわ つぎ ひよう ひつようけいひ
 基礎控除及び20歳未満控除に加えて、次の費用を必要経費として
 しゅうにゅうにんてい きんがく さ ひ かなら じぜん ふくし
 収入認定金額から差し引くことができます。必ず事前に福祉
 じむしょ そうだん
 事務所にご相談ください。

- (例)・私立高校の授業料の不足分
 しゅうがくりょこうひ がくしゅうじゅくだいとう ひつようさいしやうげんど がく
 ・修学旅行費、学習塾代等で必要最小限度の額
 じりつ うんてんめんきよ しゅとく だいがくとう しんがく にゅうがくきん
 ・自立のために運転免許の取得や大学等の進学のための入学金
 しゅうろう しゅうがく ともな てんきよひよう しゅうしょくかつどう ひつよう ひよう
 ・就労・就学に伴う転居費用や就職活動に必要な費用

②働きによらない収入の例

- ねんきん こくみんねんきん こうせいねんきん ねんきんせいかつしや えんきゆうふきん きやうさいねんきん きぎやうねんきん
 ・年金(国民年金・厚生年金・年金生活者支援給付金・共済年金・企業年金・
 おんきゆうとう
 恩給等)
 こうてきてあて じどうふようてあて じどうてあて しやうびやうてあてきん しつぎやうてあてきんとう
 ・公的手当(児童扶養手当・児童手当・傷病手当金・失業手当金等)
 せいめいほけんとう ほけんきん きゆうふきん かいやくへんれいきん わりもどしきん はいとうきんとう
 ・生命保険等の保険金や給付金、解約返戻金、割戻金、配当金等
 こうつうじこう ばいしやうきん いしやりやうとう
 ・交通事故等の賠償金、慰謝料等
 しさん ばいきゃく とう え しゅうにゅう
 ・資産の売却やネットオークション等で得た収入
 せたい ものいかい えんじょ しおくり やういくひ いさん そうぞく え しゅうにゅうとう
 ・世帯の者以外からの援助や仕送り、養育費、遺産相続で得た収入等
 げんぶつ でんし とう ふく
 (現物や電子マネー【paypay等】を含む)
 しゃっしん こじん きんゆうきかん かりいれ
 ・借金(個人や金融機関からの借入)
 ふくしじむしょ しやうにん かりいれ
 ※福祉事務所の承認なく借入をすることはできません。

③資産の例

- げんきん よちよきん かしつけきん かぶしき さいけんとう
 ・現金、預貯金、貸付金、株式、債券等
 せいめいほけん がくしほけん そんがいほけんとう かくしゅほけん
 ・生命保険・学資保険・損害保険等の各種保険
 かくしゅほけん ほゆう ふくしじむしょ みと ばあい かぎ
 (※各種保険の保有は福祉事務所が認めた場合に限りです。)
 とち いえとう ふどうざん
 ・土地や家等の不動産
 じどうしゃ ほうせき ききんぞくるいとう こうがく ぶっぴん そうぞくざいさんとう
 ・自動車や宝石、貴金属類等の高額な物品 ・相続財産等

ちゅうい
※※《注意》※※

しゅうにゅう しさん ただ とどけて こ い しゅうにゅう しんこく おこな
収入、資産を正しく届出なかったり、故意に収入の申告を行わなかった
ば あい ほご ふせい じゅきゅう かね へんかん せいきゅう ほうりつ しょばつ う
場合、保護の不正受給とみなされ、お金の返還請求や法律による処罰を受け
ることがあります。しゅうにゅう しさん かん すみ とどけて
収入や資産に関しては、速やかに届出をしてください。

16 ページ (10. ふせい じゅきゅう さんしょう
不正受給) を参照

せたい じょうきょう
(3) 世帯状況について

ほ ご しんせい じ か き せたい じょうきょう ただ しんこく
保護申請時には、下記の世帯状況を正しく申告してください。
せたい じょうきょう へんか すみ ふく しじ む しょ とどけて ひつよう
世帯状況に変化があれば、速やかに福祉事務所に届出が必要です。

- かぞく どうきょにん こうせい しめい そくがら せいべつ せいねんがっぴとう
・ 家族・同居人の構成（氏名、続柄、性別、生年月日等）
- しゅうろう しゅうがく じょうきょう
・ 就労や就学の状況
- けんこうじょうたい しょうがいしゃてちょう ほゆう とうきゅうとう
・ 健康状態、障害者手帳の保有・等級等
- じゅうきょ じょうきょう しょうざいち しょうけん やちん ちだいとう
・ 住居の状況（所在地、所有権、家賃・地代等）
- ざいたく じょうきょう にゅういん しせつにゅうしやう
・ 在宅の状況（入院、施設入所等）
- た かぞく どうきょにん じょうきょう
・ その他、家族や同居人の状況



かね はい
お金が入ったときや
せいかつじょうきょう へんか
生活状況に変化があったときは
かなら おしえ
必ず教えてください！

4. 年金の活用

(1) 日本年金機構からの通知

日本年金機構から年金情報（加入期間等）の通知（ねんきん定期便）
がありますので、通知があった場合は届出てください。

●老齢厚生年金の受給

老齢厚生年金受給資格のある人は、資格年齢に到達する約3か月前に老齢
厚生年金の裁定請求書が送付されます。送付があったときは必ず届出てく
ださい。

●65歳到達時

老齢基礎年金のみ受給資格がある人は、65歳に到達する約3か月前に
老齢基礎年金の裁定請求書が送付されます。送付があったときは必ず届出
てください。

●年金受給中の人

毎年6月に年金額改定通知書が日本年金機構から届きますので収入申告
してください。それ以外でも年金額が変更になる場合は必ず届出てくださ
い。

※老齢厚生年金の受給開始年齢は、生年月日によって異なる場合があります。

※その他、分からないことがあれば、地区担当員にお尋ねください。

(2) 生活保護の適用の制限

次のいずれにも該当する人は、原則として生活保護を受けることはできま
せん（理由：本来生活費として活用すべき資産の活用を怠っていること
となり、生活保護の要件を満たしていないため。）。

- ① 過去に年金担保貸付を利用し生活保護を受給
- ② 再度年金担保貸付を利用して、その借入金を生活費以外の目的に使用



伊丹市マスコット ヒコまる

5. 生活保護を受けている人の権利

- ① 保護が決定した後は、正当な理由がなければ、不利益になるような変更は行われません。（生活保護法第56条）
- ② 保護により、支給されたお金や品物には税金が課せられたり、差し押さえられることはありません。（生活保護法第57・58条）
- ③ 保護の権利は他人に譲り渡すことはできません。（生活保護法第59条）
- ④ 申請によって、国民年金や市県民税、固定資産税の免除があります。
- ⑤ 申請によって、NHK放送受信料の免除があります。
- ⑥ 決定された保護の内容や処分について、不服があるときには、決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に、兵庫県知事または伊丹市長に不服申立て（審査請求）ができます。

※外国籍の人は、生活保護法の準用による保護の適用についての不服申立てはできません。

6. 生活保護を受けている人の義務

(1) 生活上の義務（生活保護法第60条）

- ① 自ら健康の保持及び増進に努めてください。
- ② 毎日の支出について、節約を心がけ、計画的に暮らしてください。
 - 賭け事、遊興等で生活費を浪費せず、計画的に保護費を使ってください。
 - 家賃、光熱水費、学校諸費用等を滞納せず、支払ってください。
 - 借金も収入として認定されます。借金はしないでください。
 - 他人名義であっても、自動車や中型以上（125ccを超えるもの）のバイクの保有、運転は原則禁じられています。事故の補償や医療費等、福祉事務所では救済できません。自己責任となります。



《補足》

福祉事務所が必要と判断したときは、状況に応じてレシート又は領収証等の保存や家計簿の作成を求めることがあります。

福祉事務所は、就労や求職活動の状況及び健康状態について、適宜調査を行います。

(2) 連絡・届出の義務（生活保護法第61条）

収入や資産、生活の中で変化があれば、必ず速やかに福祉事務所に連絡・届出が必要です。

① 収入・資産

- ・ 臨時収入や新たに収入があったとき。
- ・ 給料や年金、手当、仕送り等の収入が増減したとき。
- ・ 慰謝料や保険金等を受け取ったとき。
- ・ 生命保険の入院給付金等を受け取ったとき。
- ・ 資産の売却、相続等があったとき。

○ 収入・資産がない人も毎年1回申告が必要です。

（義務教育を終了した人は収入申告が必要）

○ 働ける人は、毎月求職活動状況・収入の申告が必要です。

② 暮らし

- ・ 家族の人数が変わったとき。
- （転入・転出・出生・死亡・家出・結婚・離婚等）
- ・ 就職、退職、転職するとき。
- ・ 入院、退院、転院するとき。
- ・ やむを得ない事由により長期間留守にするとき。
- ・ 家賃・地代が変わったとき。



伊丹市マスコット たみまる

《次のページに続く》

- ・ 障害者手帳の取得・等級が変更したとき。
 - ・ 子どもが入学、進級、卒業、退学したとき。
- ※大学等に進学した場合は、世帯分離（被保護世帯にしながら生活保護費の支給対象外となる取扱い）が原則適用されます。

(3) 指導及び指示に従う義務

○福祉事務所が行った生活の維持、向上や目的達成のための

指導や指示には、従うようにしてください。

○従わない場合は、生活保護の変更・停止・廃止をする場合があります。（生活保護法第62条）

7. 生活保護の種類

生活保護の扶助は次の8種類

生活扶助	食べもの・着るもの・電気・ガス・水道等、日常生活に必要な費用。基準額は、①食費等の個人的費用と②光熱水費等の世帯共通費用を合算して計算します。
住宅扶助	家賃・地代等の住宅に必要な費用及び転居時の前家賃、敷金等
教育扶助	学用品・教材費（通信費含む）・給食費・学級費等の義務教育に必要な費用・クラブ活動にかかる費用
医療扶助	医療の給付、治療材料費、医療移送費
介護扶助	介護の給付
出産扶助	分娩の介助、分娩前後の処置、ガーゼ等の衛生材料
生業扶助	技術や技能を身に付けるために必要な費用、仕事に就くため必要な費用。高校就学のために必要な費用（教材費・通学交通費・クラブ活動にかかる費用）
葬祭扶助	葬祭のために必要な費用

■一時扶助 いちじふじょ 臨時的な需要に応じ必要な費用の給付又は現物を支給 りんじてき じゅよう おう ひつよう ひよう きゅうふまた げんぶつ しきゅう
ただ (定められた範囲内) はん い ない

被服費 ひふくひ	布団 ふとん	長期入院後退院する人、災害罹災者等が布団 ちよう きにゆういん ごたいいん ひと さいがいりさいしゃとう ふとん 類が全くないか、又は全く使用に耐えなくな るい まった また まった しょう た った場合の費用 ばあい ひよう
被服 ひふく	被服 ひふく	長期入院後退院する人、災害罹災者等が被服 ちよう きにゆういん ごたいいん ひと さいがいりさいしゃとう ひふく を持たない場合の費用 も ばあい ひよう
新生児被服 しんせいじ ひふく	新生児被服 しゅっさん ひか	出産を控えて産着等を必要とする場合の費用 うぶぎとう ひつよう ばあい ひよう
寝巻 ねまき	寝巻 ねまき	入院に際し、寝巻等が全くない又は使用に耐 にゆういん さい ねまきとう まった また しょう た えない場合の費用 ばあい ひよう
おむつ	おむつ	常時失禁状態にある人で、おむつを必要とす じようじ しっしんじようたい ひと ひつよう る場合の費用 ばあい ひよう
家具什器費 かぐじゅうきひ	家具什器費 かぐじゅうきひ	長期入院後退院する人、災害罹災者等が、炊事用具・食器 ちよう きにゆういん ごたいいん ひと さいがいりさいしゃとう すいじようぐ しょつき 類・冷房器具・暖房器具を必要とする場合の費用 るい れいぼうきぐ だんぼうきぐ ひつよう ばあい ひよう (故障による買い替えは対象外) こしょう か か たいしょうがい
移送費 いそうひ	移送費 いそうひ	都市計画法等によりやむを得ず転居する場合の費用 としけいかくほうとう え てんきよ ばあい ひよう
更新料等 こうしんりょうとう	更新料等 こうしんりょうとう	火災保険料、更新手数料、保証料(※地震保険は含まれませ かさいほけんりょう こうしんてすうりょう ほしりょうりょう じしんほけん ふく ん。)
入学準備金 にゅうがくじゅんびきん	入学準備金 にゅうがくじゅんびきん	小・中学校への入学準備に必要な費用 しょう ちゅうがっこう にゅうがくじゅんび ひつよう ひよう
家屋補修費 かおくほしゅうひ	家屋補修費 かおくほしゅうひ	家屋の補修を必要とする場合の費用 かおく ほしゅう ひつよう ばあい ひよう
入浴設備の付設 にゅうよくせつび	入浴設備の付設 にゅうよくせつび	重度の心身障害者、歩行困難な高齢者等に対し、近隣に じゅうど しんしんしょうがいしゃ ほかうこんなん こうれいしゃとう たい きんりん 公衆浴場がない場合の設置費用 こうしゅうよくじょう ばあい せっちひよう
就労活動促進費 しゅうろうかつどうそくしんひ	就労活動促進費 しゅうろうかつどうそくしんひ	働くことによって生活保護からの自立が可能と判断される はたら せいかつ ほご じりつ かのう はんだん 人の就職活動にかかる経費の補助費用 ひと しゅうしょくかつどう けいひ ほじょひよう

※※《一時扶助を申請する際の注意点》※※

一時扶助は、必ず受給出来るものではなく、事前に連絡・検討が必要となります。

○必ず事前に福祉事務所への相談が必要です。

○領収書等の必要書類が必要です。

○一定の条件や上限額があり、支給されない場合もあります。

一時扶助の項目は、上記以外にもありますので、まずは福祉事務所へご相談ください。

8. その他給付制度

就労自立給付金

安定した職業に就いたことで保護を要しなくなった場合、申請により就労自立給付金が支給されます。

(1) 対象者

安定した職業に就いたことにより保護を必要としなくなった世帯（就労収入により概ね6か月以上最低限度の生活ができると認められる世帯等）

(2) 支給方法

1. 保護受給中の収入認定額の範囲内で仮想的に積み立て
2. 保護脱却時に一括支給

(3) 支給額

1. 保護脱却前の最大6か月の収入認定額に10%を乗じて算定した金額と基礎額（※）の合計額

※基礎額：単身世帯4万円・複数世帯5万円から算定対象期間の収入認定を開始した翌月から廃止月までの月数に7,500円を乗じた額を減額した額

月数	1月	2月	3月	4月	5月	6月
単身世帯	40,000円	32,500円	25,000円	17,500円	10,000円	2,500円
複数世帯	50,000円	42,500円	35,000円	27,500円	20,000円	12,500円

2. 上限額：単身世帯 10 万円・複数世帯 15 万円

3. 下限額：単身世帯 2 万円・複数世帯 3 万円

進学・就職準備給付金

高等学校等を卒業して大学等に進学する人や、安定した職業に就くこと
等により保護を必要としなくなる人に対して、一時金を支給するものです。

(1) 対象者

- ・ 特定教育訓練施設（大学、専修学校等）に確実に入学する人
- ・ 安定した職業等に就くことにより生活保護を必要としなくなる人

(2) 支給方法

進学・就労する世帯員の口座に一括支給

(3) 支給額

1. 進学や就職のために転居する人：30 万円
2. 自宅から通学や通勤する人：10 万円

9. 保護費の支給・返還

(1) 支給日について

保護費は、原則毎月 1 回の支払い

支給日 毎月 4 日

※月の 4 日が土・日・祝日等の閉庁日のときは、閉庁日の前日に支給

■ 窓口払いの場合…支給日に生活支援課の窓口で支給

■ 口座払いの場合…支給日に指定口座に振込

※金融機関によっては、支給日の前日に振り込まれる場合があります。

(2) 保護費の返還について

次のような場合、保護費の返還の義務が生じることがあります。

福祉事務所の指示に従い速やかに返還してください。

- 差し迫った事情等のため本来資力がありながら保護を受けたとき。
- 収入申告書の提出が遅れ、保護費に過払いが生じたとき。
- 年金が遡って認定され、遡及分を受給したとき。
- その他色々な事情により、保護費に過払いが生じたとき。

※生活保護の廃止後にも保護費の返還義務があります。

10. 不正受給

必ずお読みください！

(1) 不正受給とは

生活保護を受給するときには、福祉事務所にあなたの世帯の収入や資産、世帯状況を正しく申告し、変化があったときには、速やかに正しく届出なければなりません（生活保護法第61条）。これらを速やかに正しく申告・届出しなかったり、事実と異なる内容で扶助申請したりするなど、不正な手段によって保護費を受け取ることを「不正受給」といいます。

臨時に収入や資産を得たにもかかわらず、申告を行っていない又は事実と異なる内容で申告を行った場合も不正受給となります。就労の有無を問わず、どのようなお金であっても、世帯にお金が入ったときは、必ず速やかに福祉事務所に届出てください。

< 不正受給にならないために >

生活保護制度は、皆さんの健康で文化的な生活を守るための制度です。不正受給にならないよう、このしおりに書かれたルールを必ず守り、正しい申告・申請をしてください。分からない事や相談したい事があれば、地区担当員に遠慮なくお尋ねください。



(2) 調査について

■ 毎年収入・資産調査を実施します。

所得の課税調査や金融機関の口座情報、生命保険の加入状況等を調査します。

■ 必要に応じて生活状況や就労状況、家族の状況等、更に徹底した調査をさせていただきます。

■ 調査により申告されていない収入等が判明したときには、不正受給とみなされますので、ご注意ください。



伊丹市マスコット たみまる

(3) 不正受給への対応

不正受給を行ったときは、不正に得た保護費を福祉事務所に返さなければなりません(生活保護法第78条)。特に悪質と認定されたときは、不正に得た保護費に上乗せした金額を返さなければなりません。また、告訴・逮捕されることもあります(生活保護法第85条)。

(例) 働きによる収入を得ていたが届出なかった。



正しく届出ている場合は、様々な控除が受けられなくなり、控除分も含めて福祉事務所に返さなければなりません。

(例) 生活保護受給中は、借金をする事ができないにもかかわらず、知人等からお金(年金担保を含む。)を借りた。



借金も収入とみなされるので、収入として得た金額分の保護費を福祉事務所に返さなければなりません。

■ 返還請求金の加算

保護費の返還を求める際、次の項目に該当する場合にはそれぞれ10%を加算した額（最大40%）の返還を請求します。

- ☑ 不正受給期間が1年を超えるもの
- ☑ 過去の不正受給による返還の滞納
- ☑ 事前の文書による申告指示の違反
- ☑ 書類の偽造、改ざん、虚偽の記載、事実を隠す等の悪質な不正
- ☑ 不正受給判明後も収入の申告無し
- ☑ 福祉事務所の調査への協力を拒否

■ 告訴等の実施

書類の偽造、改ざん及び虚偽の申告、事実の隠蔽等、悪質な方法で不正を行った場合には、警察への告訴、告発を検討、実施する可能性があります。なお、告訴後は警察が捜査を開始し、逮捕、勾留、起訴される場合があります。

● 告訴件数

令和 元年度	1 件（就労収入の未申告）
令和 3 年度	1 件（就労収入の未申告）
令和 5 年度	1 件（交通事故賠償金の未申告）

収入や生活状況の変化等の届出は正しく速やかに行いましょう。
わからないことや相談事があれば地区担当員にすぐに相談してください。



伊丹市マスコット たみまる

11. 医療扶助の利用

医療機関の受診には福祉事務所が発行する『医療券』が必要

(1) 病気やけがで医療機関に通院する場合・薬局で薬を処方してもらう場合

① 初めて医療機関等にかかるとき

- ・ 本人又は世帯員の人、必ず事前に福祉事務所へ届出
- ・ 福祉事務所が発行した医療券を持って医療機関へ受診

② 急病等の緊急時や、夜間・休日等の福祉事務所閉庁時にかかるとき

- ・ 伊丹市生活保護受給証を医療機関に提示のうえ受診
- ・ 後日、福祉事務所の開庁時に来所し、必ず届出

③ 継続的に受診するとき

- ・ 毎月始めの受診の際に福祉事務所に連絡（電話連絡でも受付）

④ 治療が終了したとき等、受診が必要なくなったとき

- ・ 速やかに福祉事務所に連絡（電話連絡でも受付）



伊丹市マスコット たみまる

(2) 入院する場合

○ 本人又は世帯員の人、必ず福祉事務所へ届出

○ 急病等の緊急時や、夜間・休日等の福祉事務所閉庁時の場合

- ・ 伊丹市生活保護受給証を医療機関に提示
- ・ 後日、福祉事務所の開庁時に来所し、必ず届出

○ 退院するときや転院するときにも、必ず福祉事務所へ届出

○ 1か月以上の入院のとき、生活扶助費の金額に変更があります。

○ 6か月以上の入院のとき、住宅扶助費の認定が削除される場合があります。



伊丹市マスコット たみまる

※※《医療扶助利用の際の注意事項》※※

- ・生活保護の指定 医療機関で受診
生活保護の指定を受けていない場合、医療券を扱ってもらえず、
全額自己負担となります。
- ・近隣の医療機関で受診
必要性が認められた場合は遠方の医療機関への受診が可能です。
- ・同じ診療科に同時に複数の医療機関への受診は禁止
転医や検査等で異なる医療機関を受診するときは、事前に地区担当員
にご相談ください。
- ・適正な受診
必要以上に受診せず、主治医と相談して適正な受診や治療を行ってくだ
さい。
- ・複数の医療機関等での同様の薬の処方(重複処方)は禁止
重複処方をさけるため、医療機関、薬局にお薬手帳を持参してくだ
さい。
- ・薬は後発医薬品(ジェネリック医薬品)を利用
医療上必要と認められる場合等を除き、使用感や味または形状など
単にその嗜好から先発医薬品を希望されたときは自己負担金が徴収
されます。
この自己負担金は医療扶助の対象とはなりません。
- ・医療扶助で認められない医療(個室ベッド代等)に注意
医療扶助の適用が受けられないものは、全額自己負担となります。

(3) 各種保険・自立支援医療制度等の利用について

①国民健康保険

- 生活保護受給中は、国民健康保険の資格は喪失します。
- 保険証は使用できないため、お持ちの人は速やかに申し出てください。

②社会保険（健康保険）

○健康保険の被保険者証（協会けんぽ、各種健康保険組合）はそのまま使用可能です。

○既にお持ちの人や新たに取得・喪失された人は必ず連絡してください。

○受診時は必ず医療機関等に、医療券と被保険者証の両方を提示してください。

※働いている人は、収入として認定する額から社会保険料等相当額を必要経費として控除できますので、可能な限り社会保険に加入してください。

③自立支援医療制度

○自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）を既にお持ちの人や、新たに取得された人、更新された人は、必ず連絡してください。

④身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

○既にお持ちの人や、新たに取得された人、更新や等級が変更になった人は、必ず連絡してください。

⑤その他

○特定医療費（指定難病）・学校保健法・特定疾患治療研究事業・小児慢性特定疾患治療研究事業・原爆医療等、医療費の補助が受けられる資格がある人は、速やかに申請してください。

○既にお持ちの人や新たに取得された人は必ず連絡してください。

※②～⑤の各種保険・手帳等をお持ちの人は、受診の際必ず医療機関へ提示をお願いします。

※制度の対象となる人は、速やかに申請してください。

(4) その他の医療扶助について

① 治療材料（メガネ・コルセット等）が必要なとき

- 手順1 福祉事務所が交付した要否意見書を医療機関へ提出
手順2 医療機関で要否意見書の記載を受け取扱業者へ提出
手順3 取扱業者で要否意見書の記載を受け福祉事務所へ提出
手順4 福祉事務所が審査を行い、承認後、取扱業者へ治療材料券を交付
手順5 取扱業者から治療材料を受け取る。

② 施術機関（マッサージ・鍼灸整骨院等）へ通院したいとき

施術機関の意見書や、医師の同意を確認し、福祉事務所が認めた場合は
施術券を交付します。通常の受診とは取扱いが異なるため注意が必要です。

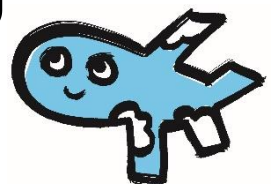
③ 医療移送費が必要なとき

歩行が困難で公共交通機関の利用が必要な場合や、公共交通機関の
利用が困難でタクシーの利用が必要な場合であって、事前に福祉事務所
が主治医に意見を求め、必要性があると認めたときに、移送にかかる費用
を支給することができます。

※介護タクシーは事前の見積が必要となります。

事前の相談がなく、治療材料の購入、施術機関の受診、タクシー等での通院を
された場合は、全額自己負担になります。

※必ず事前に相談が必要です。事後の申請は認められません。



伊丹市マスコット ヒコまる

12. 介護サービスの利用

(1) 65歳以上の人

- 介護保険に加入し、介護保険の給付対象となる介護サービスが利用可能
- サービス利用時の自己負担相当額が介護扶助の対象

(2) 40歳以上65歳未満の人

- ①次のいずれにも該当する場合、介護保険法と同等の介護サービスが利用可能

- ・初老期における認知症・脳血管障害等の加齢が原因とされる特定の疾患があるとき
- ・日常生活に介護や支援等が必要な状態なとき

- ②障害者手帳や自立支援医療をお持ちの方は障害者総合支援法による福祉サービスの利用が可能

- この場合、障害福祉サービスの利用を優先

- ※ 介護サービスを受けるには、要支援・要介護認定が、障害者総合支援法による福祉サービスを受けるには、障害支援区分認定が必要です。初回利用時には、申請書の提出が必要になります。まず地区担当員にご相談ください。

きがる
お気軽に相談ください。



伊丹市マスコット たみまる

13. 地区担当員、民生委員・児童委員

(1) 地区担当員（ケースワーカー）

福祉事務所には、保護受給世帯を受け持つ地区担当員がいます。地区担当員は生活や健康、仕事の状況等をお聞きし、必要な支援や助言をします。

また、保護の決定や継続に必要な調査や家庭訪問等も行います。

(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、生活保護を含めた社会福祉全般について、皆さんの相談に応じてくれます。福祉事務所とも連携します。困った事があれば、ご相談ください。

Ⅰ 4. 自立支援

専門の支援員による自立のための支援があります。利用の際は地区担当員に相談してください。

就労支援	就労支援員による就職のための支援です。 仕事選びや仕事をする上での不安の相談、履歴書の書き方や会社での面接の対応方法等の支援を実施します。
就労準備支援	就労準備支援員による長期離職者や就労経験が少ない人など就労のための訓練が必要な人への支援です。 すぐに仕事につくのが不安な人へ外出による生活リズムの構築や、協力事業所での仕事体験、社会人マナーのセミナー等を行います。
就労自立促進事業	ハローワークの就職支援ナビゲーター（担当制）による就職のための支援です。キャリアカウンセリング応募先の選択等、求職活動の相談・支援を実施します。
退院・地域移行支援	退院・地域移行支援員による長期（180日以上）入院等で退院が可能な人の退院のための支援です。
精神障害者等在宅支援	退院・地域移行支援員による精神障害等がある人への自立した生活のための支援です。
修学支援	修学支援員による小・中・高等学校等に就学している子どもとその保護者に通学や勉強の不安、学校での悩み、進学先等についての相談や支援を行います。
家計改善支援	家計改善支援員による家計相談や金銭管理等適正な家計管理のための支援です。
年金受給資格調査支援	年金調査支援員による年金記録の調査や年金請求の手続きなど年金に関する相談・支援です。

にちじょうせいかつしえん 日常生活支援	にちじょうせいかつしえんいん 定期的通院 けんこうてき にちじょうせいかつ 日常生活支援員による 定期的通院や健康的な日常生活 への改善など健康管理のための支援です。 いえ と 家に閉じこもりがち、生活リズムが整っていない、通院 ができない等、日常生活に課題をお持ちの人が健康的な 生活が送れるよう、訪問や相談を実施します。
いりょうふじょそうだん 医療扶助相談	いりょうふじょそうだんいん ひんかいじゅしん ちょうふくしょほう こうはつ いやくひん 医療扶助相談員が頻回受診、重複処方や後発医薬品の しょうとう いりょう てきせいりょう そうだん じょげん おこな 使用等、医療の適正利用のための相談や助言を行います。
かいご そうだん 介護サービス相談	かいごしえんせんもんいん かいご てきせい りょう 介護支援専門員が介護サービスの適正な利用のための そうだん じょげん おこな 相談や助言を行います。
こうれいしゃみまも しえん 高齢者見守り支援	こうれいしゃみまも しえんいん こうれいせたい かていほうもん じっし 高齢者見守り支援員が高齢世帯へ家庭訪問を実施し、 こうれいしゃ せいかつ みま しえん おこな 高齢者の生活を見守るための支援を行います。
けんこうかんりしえん 健康管理支援	ほけんし かんごし けんこうかんり そうだん かくしゅ 保健師や看護師による健康管理についての相談や各種 けんこうしんだん あんない けんこう しえん 健康診断の案内などの健康づくりのための支援です。 けんこう し 健康づくりのため、市が行っている以下の健診を受診する ことができます。受診前に手続き方法・受診方法等につい て地区担当員または保健師にご相談ください。 ・ 基本健康診査（40歳以上）※ ・ 肝炎ウイルス検査（40歳以上） ・ 大腸がん検診（40歳以上） ・ 胃がん検診（40歳以上） ・ 肺がん検診（40歳以上） ・ 前立腺がん検診（50歳以上・男性） ・ 子宮頸がん検診（20歳以上・女性） ・ 乳がん検診（40歳以上・女性） ※社会保険加入者は利用不可

基礎控除額

(令和2年度10月～)

(1級地-1)

収入金額別区分 しゅうにゆうきんがくべつくぶん			1人目 しゅうにゆうせたいいん (収入がある世帯員のうち最も収入が多い者)			2人目以降 りめいこう		
円	～	円	円	～	円	円	～	円
0	～	15,000	0	～	15,000	0	～	15,000
15,001	～	15,199	15,001	～	15,199			15,000
15,200	～	18,999			15,200			15,000
19,000	～	22,999			15,600			15,000
23,000	～	26,999			16,000			15,000
27,000	～	30,999			16,400			15,000
31,000	～	34,999			16,800			15,000
35,000	～	38,999			17,200			15,000
39,000	～	42,999			17,600			15,000
43,000	～	46,999			18,000			15,300
47,000	～	50,999			18,400			15,640
51,000	～	54,999			18,800			15,980
55,000	～	58,999			19,200			16,320
59,000	～	62,999			19,600			16,660
63,000	～	66,999			20,000			17,000
67,000	～	70,999			20,400			17,340
71,000	～	74,999			20,800			17,680
75,000	～	78,999			21,200			18,020
79,000	～	82,999			21,600			18,360
83,000	～	86,999			22,000			18,700
87,000	～	90,999			22,400			19,040
91,000	～	94,999			22,800			19,380
95,000	～	98,999			23,200			19,720
99,000	～	102,999			23,600			20,060
103,000	～	106,999			24,000			20,400
107,000	～	110,999			24,400			20,740
111,000	～	114,999			24,800			21,080
115,000	～	118,999			25,200			21,420
119,000	～	122,999			25,600			21,760

123,000	～	126,999	26,000	22,100
127,000	～	130,999	26,400	22,440
131,000	～	134,999	26,800	22,780
135,000	～	138,999	27,200	23,120
139,000	～	142,999	27,600	23,460
143,000	～	146,999	28,000	23,800
147,000	～	150,999	28,400	24,140
151,000	～	154,999	28,800	24,480
155,000	～	158,999	29,200	24,820
159,000	～	162,999	29,600	25,160
163,000	～	166,999	30,000	25,500
167,000	～	170,999	30,400	25,840
171,000	～	174,999	30,800	26,180
175,000	～	178,999	31,200	26,520
179,000	～	182,999	31,600	26,860
183,000	～	186,999	32,000	27,200
187,000	～	190,999	32,400	27,540
191,000	～	194,999	32,800	27,880
195,000	～	198,999	33,200	28,220
199,000	～	202,999	33,600	28,560
203,000	～	206,999	34,000	28,900
207,000	～	210,999	34,400	29,240
211,000	～	214,999	34,800	29,580
215,000	～	218,999	35,200	29,920
219,000	～	222,999	35,600	30,260
223,000	～	226,999	36,000	30,600
227,000	～	230,999	36,400	30,940
231,000	～		(※)	(※)
^{しん きしゅうろうしやこうじょ} 新規就労者控除 ^{しん きしゅうろうご かげつ} (新規就労後6カ月) 11,700円			^{さいみまんこうじょ} 20歳未満控除 11,600円	

(備考) 基礎控除額について

^{しゅうにゅうがく} 収入額が231,000円以上の場合は、^{しゅうにゅうがく} 収入額が4,000円を増加するごとに、^{ひとりめ} 1人目については^{えん} 400円、^{ふたりめいこう} 2人目以降については^{えん} 340円を^{えん} 控除額に加算する。

＜生活保護法第55条の4＞（就労自立給付金の支給）

都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある）被保護者であつて、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなつたと認めたものに対して、厚生労働省令の定めるところにより、就労自立給付金を支給する。

＜生活保護法第60条＞（生活上の義務）

被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

＜生活保護法第61条＞（届出の義務）

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

＜生活保護法第62条＞（指示等に従う義務）

被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 保護施設を利用する被保護者は、第46条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。

3 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

5 第3項の規定による処分については、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

＜生活保護法第63条＞（費用返還義務）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、

保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

<生活保護法第77条>（費用等の徴収）

被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議することができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

<生活保護法第77条の2>

急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

<生活保護法第78条>（費用等の徴収）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

<生活保護法第78条の2>

保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によつて行うものに限る。）の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、第77条の2第1項又は前条第1項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

<生活保護法第85条>（罰則）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。

